○総務省告示第三百四十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第六項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じたので、その旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の返還命令

政党の名称　日本維新の会
政党交付金の返還命令額　795,189円
（理由）政党助成法第33条第２項第２号に該当するため。

政党の名称　みんなの党
政党交付金の返還命令額　1,296,222円
（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

○財務省告示第二百九十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年八月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年九月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	三十億円	百円六十五銭
〃	〃	三十億円	百円七十銭
〃	第九回	十億円	百円七十四銭
〃	〃	二十億円	百円八十銭
〃	第十三回	二十億円	百円二十銭
〃	〃	十億円	百円二十五銭
〃	第十四回	三十億円	百円四十銭
〃	第十六回	二十億円	百円三十銭
〃	第十七回	二十億円	百円五銭
〃	第十八回	三十五億円	百円二十銭
〃	〃	十億円	百円二十五銭
〃	〃	四億円	百円二十七銭
〃	第二十二回	十億円	百二円三十銭
〃	第二十三回	八十億円	百一円九十九銭
〃	〃	二十億円	百二円二銭
〃	〃	三十億円	百二円三銭
〃	第二十四回	十億円	百二円三十四銭
〃	第二十五回	二十億円	百一円三十九銭
〃	〃	四十億円	百一円四十銭
〃	〃	三十億円	百一円四十五銭
〃	第二十六回	四十億円	百円九十九銭
〃	第二十七回	二十億円	百円八十一銭
〃	第二十八回	二十億円	九十九円八十七銭
〃	〃	三十億円	九十九円八十八銭
〃	〃	十億円	九十九円八十九銭
〃	第二十九回	二十億円	九十九円七十九銭
〃	第三十回	三十億円	九十九円八十一銭
〃	〃	三十億円	九十九円四十三銭
〃	〃	三十億円	九十九円四十四銭
〃	第三十一回	三十九億円	九十九円六十銭
〃	第三十二回	三十五億円	九十九円五十四銭
〃	第三十三回	二十億円	九十九円五十銭
〃	〃	三十億円	九十九円五十一銭
〃	〃	十億円	九十九円五十二銭
〃	第三十四回	三十六億円	九十九円五十三銭
〃	第三十六回	八十億円	九十九円六十五銭
〃	〃	三十一億円	九十九円六十七銭
〃	〃	七十億円	九十九円七十銭
〃	第三十七回	五億円	百円八十銭
〃	第三十八回	二億円	百二円二十一銭
〃	〃	三十八億円	百二円二十四銭
〃	第三十九回	一億円	百四円七銭
〃	第四十一回	二億円	百四円五銭
〃	〃	二十九億円	百四円十銭